

## 目黒区保健医療福祉計画改定素案に対するパブリックコメントの実施結果について

### 1 パブリックコメントの概要について

「目黒区パブリックコメント手続要綱」（平成21年2月25日制定）に基づくパブリックコメントとして、平成29年11月29日から平成30年1月5日まで目黒区保健医療福祉計画改定素案に対するご意見を募集しました。改定案を策定するに当たり、お寄せいただいたご意見とそれに対応する検討結果をパブリックコメントの実施結果としてまとめています。ご意見は、原則として全文を掲載していますが、長文にわたるものについては、趣旨を損なわない範囲で一部省略、要約又は分割している場合があります。

### 2 パブリックコメントの集計結果

#### (1) 提出者数

ア パブリックコメント募集		書面	FAX	メール	計
個人		0	0	1	1
団体		0	0	0	0
議会		1	0	0	1
計		1	0	1	2
イ 区民説明会					8
合計					10

#### 【参考1】職員意見

なし

#### 【参考2】パブリックコメントとして取り扱わなかったもの

なし

#### 【パブリックコメント募集】

○募集期間：平成29年11月29日～平成30年1月5日

○周知方法

ア めぐる区報（12/5号）、目黒区ホームページ等

イ 素案閲覧・配付場所

目黒区総合庁舎区政情報コーナー・健康福祉計画課・介護保険課・高齢福祉課・地域ケア推進課・障害福祉課・生活福祉課、地域包括支援センター、地区サービス事務所（東部地区を除く）、住区センター、図書館

#### 【区民説明会】

○第1回：平成29年12月16日（土）10：00～12：00、大会議室  
参加人数 33人（個人26、団体7）

○第2回：平成29年12月19日（火）18：30～20：30、大会議室  
参加人数 17人（個人5、団体12）

#### 【職員意見募集】

○募集期間：平成29年11月30日～12月22日

(2) パブリックコメントの検討結果一覧

対応区分	内 容	件数内訳			割合
		パブリック コメント募集	説明会	計	
1	ご意見の趣旨に沿い、改定案に反映します。	0	0	0	0%
2	ご意見の趣旨は素案に取り上げており、その趣旨に沿って計画を推進します。	10	13	23	41.1%
3	改定案には取り上げませんが、事業運営の中でご意見の趣旨に沿って努力します。	9	2	11	19.6%
4	ご意見の趣旨は、今後の検討課題であると考えます。	8	0	8	14.3%
5	ご意見の趣旨に沿うことは困難です。	6	1	7	12.5%
6	その他（1～5のいずれにも該当しないもの）	6	1	7	12.5%
合 計		39	17	56	100.0%

(3) 分野別意見数

分野名	件数内訳			割合
	パブリック コメント募集	説明会	計	
素案全般	2	2	4	7.1%
第1章 計画の概要、第2章 計画の基本的な考え方	1	0	1	1.8%
第3章 地域保健福祉を推進する施策	30	13	43	76.8%
第1節 地域福祉・地域包括ケアの推進	16	7	23	41.1%
第2節 地域における自立した生活への支援	12	5	17	30.4%
第3節 健康で安心して暮らせるまちづくり	2	1	3	5.3%
その他	6	2	8	14.3%
合 計	39	17	56	100.0%

### 3 目黒区保健医療福祉計画改定素案に対する提出意見と検討結果

番号	区分	意見(要旨)	関係所管	対応区分	検討結果(対応策)
<b>素案全般に関すること</b>					
1	個人	保健医療福祉計画は、高齢者、障害のある人、子どもなど全ての区民を対象とした計画であり、地域福祉の推進がその中核をなすものとする。「計画」「実施」「評価」の各段階で、当事者となる高齢者、障害者、子ども（意見表明権の保障）、介護者、保護者の意見や関係団体との合意を図る努力をしてほしい。	健康福祉計画課	2	計画、実施、評価の各段階において、区民や関係団体のご意見を伺うことは大変重要であると考えています。計画改定は、公募区民や区内でボランティア等の活動を行っている方、社会福祉関係者等を構成員とする地域福祉審議会の答申を踏まえて進めており、計画の実績及び評価については毎年同審議会へ報告し公表しているところですが、今後とも様々な機会をとらえて広く区民の皆様のご意見を伺うよう努めていきます。
2	個人	児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉及び介護等の施設の整備については、その数値及び設置場所、機能(質)について対象者・利用者、保護者、関係団体等の意見を聞いて計画を策定し、促進を図るべきである。	高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課	2	児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉及び介護等の施設の整備については、計画段階から、地域住民や関係団体等への説明を行っています。また、区有地を活用して整備する場合は、活用計画等を策定して、広く意見を求めて進めています。
<b>第1章 計画の概要、第2章 計画の基本的な考え方</b>					
3	議会	計画の背景では、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推し進めていくと述べている、しかし、国の示す地域共生社会は、自己責任の下での「自立」「自助」を基本とし共助のもとで進め、公的責任は後方に追いやるというものである。ボランティアや住民による支え合いなど大切だが、本来社会保障は、生活問題を公的責任のもとで緩和・解決する制度・政策で、そのことを通して生存権を保障するものである。地域ケアの推進は、行政責任を中心に位置づけ進めること。	健康福祉計画課	2	地域包括ケアの推進を着実に進めながら、高齢者だけでなく障害者、子ども、生活困窮者など分野を超えた包括的な支援体制を構築するために、まずは公的機関における包括的な相談支援体制の構築に取り組んでいきます。また、包括的な支援体制の構築のためには、地域における支え合いを一層推進していく必要があると考えていますが、これにより公的支援の役割が縮小するものではなく、区の責任のもとに包括的支援体制の構築に向けた取り組みを推進していきたいと考えています。

番号	区分	意見(要旨)	関係所管	対応区分	検討結果(対応策)
第3章 地域保健福祉を推進する施策					
第1節 地域福祉・地域包括ケアの推進					
1 共生社会の実現に向けて					
4	議会	「心のバリアフリー・情報バリアフリーの推進」では、障害者差別の解消に向けて「障害者差別解消支援地域協議会を開催」し、把握した課題について協議すると書いてある。こうした取り組みは評価する。さらに充実させるために協議会のメンバーは広く参加者を募り、多様な意見のもとで協議し、回数も増やすこと。	障害福祉課	4	次期の目黒区障害者差別解消支援地域協議会の委員委嘱にあたっては、より多様な意見を反映することができるよう、現在の委員構成を検証し、必要に応じて見直しをしていきます。
5	個人	障害者の社会参加、共生社会、障害者差別解消のためには学校教育、社会教育、行政の啓蒙活動、PR、組織活動への支援が求められている。	障害福祉課 教育支援課 教育指導課 生涯学習課	2	ご指摘のように、共生社会の実現に向けた地域づくりを進めるために、家庭、職場、学校、地域などあらゆる場において、心のバリアフリーを実現していくことが重要です。計画の中にもその旨を盛り込んでおり、引き続き行政による啓発活動や福祉教育を推進していきます。 保健医療福祉計画及び障害者計画において、インクルーシブ教育システムの構築の推進を掲げ、多様な学びの場と、共に学ぶ場の双方を充実させていきたいと考えています。各小・中学校では、来年度の教育課程編成に向けて、特別支援学級の子どもと通常の学級の子どもが、授業や行事、給食などの場で、交流及び共同学習の取組をさらに増やしていけるよう、準備を進めています。また、青少年プラザでは障害がある青年を対象とした講座を実施するほか、各社会教育館では共生社会を進めていくために、障害がある人の人権について学ぶ社会教育講座を実施します。
6	議会	「ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進」では、区立施設の福祉整備が書かれているが、住区センターのトイレが狭く、高齢者の身動きがなかなかできない、車椅子では利用できないなど問題がある。トイレの改修計画をきちんとつくること。	各地区サービス事務所	3	既存の住区センターにおいては、スペースを広く取るとトイレ数を減らさなくてはなりません。そのため、住区センターにある「だれでもトイレ(障害者用トイレ)」の利用を勧めています。

番号	区分	意見(要旨)	関係所管	対応区分	検討結果(対応策)
<b>2 包括的支援体制の構築</b>					
7	議会	包括的支援体制の構築について。地域包括支援センターを高齢者を中心に障害者、子ども、生活困窮者などの総合相談支援の窓口として位置付け、機能の強化を行うとしている。本来、地域の最前線で住民の様々な問題を把握し解決していくのは自治体の一番の役割である。地域包括支援センターを現在の5か所から10か所に増やし、そのうち1か所は直営として全域を把握すること。支所の設置検討が書かれているが、前倒しで設置すること。	地域ケア推進課	3	地域住民が抱える課題をまず丸ごと受け止める身近な相談窓口として地域包括支援センターを位置づけ、より身近できめ細かく対応できるよう、支所等の設置について検討を進め、設置場所確保等の状況により順次開設を目指す計画としています。 また、包括的支援体制を構築するため、区の組織体制を強化し、地域包括支援センター及び区の専門部署との連携調整を行うほか、相談支援担当職員の情報共有やスキルアップに取り組んでいきたいと考えています。
8	個人	計画の実現のためには、包括的な支援体制(公的な支援体制と地域の支え合いのネットワーク)が重要である。地域包括支援センターの平日夜間、土日、祝日の相談体制を職員体制の確立を含めて充実を図ること。とりわけ緊急医療や警察署、児童相談所、福祉事務所との連携と体制の充実が求められている。	地域ケア推進課	2	働きながら介護を行う区民が、勤務時間終了後に相談できるよう、平日夜間の窓口時間延長に取り組み、利用状況等を検証しながら充実を図っていきます。高齢者の課題だけでなく、相談の内容に応じて、関係機関と緊密に連携できる体制整備に取り組んでいきます。
<b>3 地域における支え合いの推進</b>					
9	議会	地域における支え合いの推進について。地域共生社会を実現するために地域コミュニティを育成し、公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みづくりが求められ、その支え合いは重要だが、あくまでも住民の自由意思のもと、自発的に取り組まれるもので、行政の押しつけや地域への丸投げにしないこと。	健康福祉計画課 関係各課	2	地域共生社会を実現するためには、他人が抱える生活上の課題は、いつか私にも起こるかもしれない「我が事」であるという意識を醸成することが重要ですが、「我が事」の意識は、押し付けられるものではないと考えています。地域における支え合いの推進においては、個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合うことを基本として取り組みを推進していきたいと考えています。
10	個人	町会・自治会との連携、ボランティア育成がうたわれているが、現実には、ボランティアの参加、育成、継続と継承の基盤は脆弱である。大胆に有償ボランティア制度を提唱し、実施すべきではないか(税法上の整備を含めて)。区内共通商品券と交換できるポイントを取得できる「いきいきサポーター」の事業があるが、これだけでは不足しているのではないか。その他何らかの措置が必要ではないか。	健康福祉計画課	4	地域における支え合いの推進においては、福祉活動への参加意欲を受け止め、活動の場を紹介したり、活動のインセンティブを高めていくなど様々な課題があると認識しています。今後とも福祉活動の担い手を確保するため様々な取り組みを工夫して実施するとともに、ボランティアの確保・育成のため、社会福祉協議会のボランティア・区民活動センターへの支援を充実させていきたいと考えています。

4 多様な社会参加・交流の促進					
11	議会	シニア健康応援隊の育成と活動支援については、区内で自主的に活動するヨガや体操などの幅広い層を対象とすること。	介護保険課	5	シニア健康応援隊は、介護予防に資することを目的として作成した「めぐろ手ぬぐい体操」を主とした活動を実践していただくもので、養成講座を受講していただく必要があるため、幅広い内容を対象とすることは困難です。 なお、自主活動については、ヨガやエアロビクス、トリム体操等広く運動を実施しているグループを支援対象としています。
12	議会	老人クラブの活動を介護予防や生きがいづくりの面からも支援するというのであれば、拠点となる老人いこいの家の職員の役割は重要であり、委託ではなく専任の職員を配置すること。	高齢福祉課	5	老人いこいの家の職員に対しては、委託の職員も含めて区政や高齢福祉に関する情報・動向等を提供するなど、意識の向上に努めています。委託の場合も、活動を支援する役割を十分に果たすことができると考えています。
13	議会	就労相談の実施については、独自の相談員を置き、子育て支援や保健衛生なども連携し、引きこもりの若者など幅広く対象とすること。	産業経済・消費生活課	3	ハローワーク渋谷との連携により就労相談窓口「ワークサポートめぐろ」を総合庁舎内に設置し、若年者から高齢者まで幅広く就労支援を行っています。ワークサポートめぐろでは、ハローワーク渋谷の専門相談員によるハローワーク相談室と、区独自事業としてキャリアアドバイザーによる「キャリア相談コーナー」を設置し、年齢、キャリアにかかわらず、すべての方を対象に相談に応じています。 お子さん連れの女性が相談に来た場合は、渋谷のマザーズハローワークへ、若年者には、渋谷のわかものハローワークへ紹介もしています。また、福祉部門などの就労支援関係所管と連携するほか、関係各課と連携会議等を通じて情報共有し、より効果的な就労支援に向け取り組んでいます。
14	議会	障害のある人たちへの社会参加を保障するために、リフト付き福祉タクシーを継続すること。	障害福祉課	3	現在、車いすのまま乗車できるタクシー事業としてリフト付福祉タクシーの運行と介護タクシー利用補助事業の2つの事業を行っています。2つの事業が並行して存在することから「分かりやすさ」と「使いやすさ」に課題があります。そのため、現在、車いす利用の方がご利用しやすいタクシー事業のあり方について検討を行っています。今後は、通院や社会参加等に今まで以上に便利にお使いいただけるよう、制度の見直しを進めていきます。

番号	区分	意見(要旨)	関係所管	対応区分	検討結果(対応策)
<b>5 介護・福祉人材の確保・定着・育成とサービスの質の向上</b>					
15	議会	依然として介護現場で働く人の賃金は低く、離職者が多く、さらに、この間の介護報酬のマイナス改定によって介護事業者の倒産や廃業が増えている。国に対する大幅な介護報酬の引き上げを自治体からきちんと声を上げていくこと。	介護保険課	3	介護報酬の引き上げは保険料の上昇要因ともなる側面がありますので、あらためて必要な介護サービスの確保に向け、必要な施策等を検討の上、その結果を今後も特別区長会や全国市長会を通じて国に要望していきます。
16	議会	介護職員宿舎借り上げ補助の対象を民間特別養護老人ホームから民間介護事業者まで拡大すること。	高齢福祉課	4	介護職員宿舎借り上げ補助については、平成28年度から区内民間特別養護老人ホームを対象に実施しており、介護職員の確保に結びついています。事業の拡大については、計画に沿って進めていきます。
17	議会	介護・福祉職員の研修費の助成と合わせ、研修に参加するための職場の人員体制の確保を行うこと。	高齢福祉課 障害福祉課	2	現在、民間特別養護老人ホームの介護職員が、知識の習得や技術の向上のための研修を十分に受けることができるように、研修参加にかかる代替要員の確保について支援しています。介護職員の確保・定着の視点から職員初任者研修受講費補助を実施し、区内介護事業者を支援していきます。 民間の障害福祉施設については、研修参加等の状況を把握し、助成対象や内容について検討していきます。
<b>9 住まい等の確保・充実</b>					
18	議会	高齢者や障害者、生活困窮者など住宅確保要配慮者に対して区営住宅や福祉住宅を適切に確保し、供給していきますと書かれている。区として整備の計画目標数を示すこと。さらに、国や東京都に対して公営住宅整備の拡充と家賃助成制度の創設を要望すること。	住宅課 健康福祉部各課	3	区営住宅や福祉住宅の確保・供給については、今後の区有施設のあり方や住宅政策のあり方について策定した各計画等に沿って、その時々状況等に応じ住宅施策を推進する中で検討していきます。また、国や都への要望については、本計画や目黒区住宅マスタープランなどを踏まえ、機会をとらえて必要に応じて行っていきます。

番号	区分	意見(要旨)	関係所管	対応区分	検討結果(対応策)
<b>10 権利擁護の推進</b>					
19	議会	市民後見人について報酬の助成額を引き上げること。	健康福祉計画課	5	市民後見人を含めた後見人報酬額は、家庭裁判所が被後見人の財産内容等を総合的に考慮して決定し、区は、決定された後見人報酬への助成を行っています。助成額については、平成25年1月に東京家庭裁判所立川支部から示された後見人報酬額の目安や、他区の助成状況を参考に定めており、報酬額満額の助成実績もあることから適正と考えています。さらに、平成27年度から助成対象を拡大するなど、区は、これまで助成制度の充実に努めてきたところです。そのため、現在、直ちに助成額の引き上げを検討する予定はありませんが、今後の助成実績や他区の助成状況などについて、引き続き、調査・研究はしていきます。
<b>第2節 地域における自立した生活への支援</b>					
<b>1 高齢者の自立生活を支える取り組みの充実</b>					
20	議会	独自の高齢者在宅支援ヘルパーについては、健康を維持するための外出についても対象とすること。	高齢福祉課	2	ひとり暮らし等高齢者の銭湯や理美容室、病院内での介助等、介護保険制度では対応できない補完的なサービスとして、区独自にヘルパーを派遣するサービスを実施しています。今後も新たなサービスの導入等について検討していきます。
21	議会	現在3か所の特別養護老人ホーム整備計画をより一層拡充すること。	高齢福祉課	4	現在、3か所の特別養護老人ホームの整備計画を進めています。まずは、計画どおり開設できるよう努めていきます。さらなる特別養護老人ホームの整備については、国・公有地等で一定の広さの用地を確保できる場合には、検討を行っていきたいと考えています。
<b>3 生活困窮者に対するセーフティネットの充実</b>					
22	議会	国は、生活保護費の生活扶助、母子加算の削減を実施しようとしている。国に対して削減を止めるよう声を上げること。	生活福祉課	2	生活扶助、母子加算を含めた生活保護費の基準改定に関して、目黒区をはじめ他自治体も毎年意見をあげています。引き続き、意見をあげるとともに、セーフティネットの整備、充実に努めていきます。



番号	区分	意見(要旨)	関係所管	対応区分	検討結果(対応策)
23	議会	生活保護者に対する区独自の夏・冬の加算を行うこと。	生活福祉課	4	加算を含めた生活保護費は国で基準が定められているため、区独自で加算を実施する事は困難です。国への保護の実施要領の改正に関する意見において、目黒区として要望しています。被保護者が健康で文化的な生活ができるよう、引き続き支援していきます。
24	議会	生活福祉課のケースワーカーを増員するなど職員体制の充実を行うこと。	生活福祉課	3	社会福祉法第16条に基づく特別区(市)の職員定数は、受給世帯80世帯につき1名の現業員配置を標準とすることとされています。法に基づく職員数を確保するとともに、多様な問題を抱えている被保護者を適切に支援できるよう、組織執行体制の充実に努めていきます。
<b>4 子育て・子育てへの支援</b>					
25	個人	保育園の待機児童の解消のために認可保育所を基本に増設を図ること。	保育計画課	2	待機児童解消のための対応策として、認可保育所を基本とした、保育所の整備計画としています。
26	個人	区立保育園(上目黒保育園、東山保育園、鷹番保育園を含む)の民間委託を行わないこと。	保育施設整備課	5	平成25年4月に策定した区立保育園の民営化に関する計画に従い、社会福祉法人による民設民営園として、新たに園舎を整備し、区立保育園の保育を引き継ぎ、さらに発展させて、円滑な園運営を目指していきます。民営化に当たってはできるだけ保護者の皆様のご不安を軽減すべく、丁寧な説明に努めていきます。また、民営化と同時に定員の拡大や移転後の跡地の活用などにより、待機児童対策に資する施策としても取り組んでいきます。
27	個人	必要な子が入れるように学童保育を増設すること。公立学童保育・児童館の民間委託の拡大を行わないこと。	子育て支援課	4	学童保育クラブの整備については、区有施設見直し方針を踏まえながら、地域の実情に応えられるよう努力していきます。

28	個人	直営の施設に「民間保育園」の標準としての位置づけや児童虐待対応、研修機能の役割を果たさせることが重要ではないか。採算の名のもとに子どもの安全や子育てのための豊かな環境に支障が生じたら本末転倒である。	保育課	3	区立保育園は認可基準を超える保育環境や職員体制で保育サービスを提供しています。私立保育園も区立とほぼ同様の基準を満たした施設、人員で運営しており、一定の水準が確保されています。 また、区立保育園の園長経験者が私立認可保育園の運営に関する指導・助言を日常的に行うほか、区が主催する研修に私立認可保育園の職員にも参加してもらうなど、目黒区全体としての保育の質の向上に取り組んでいます。
29	個人	病児保育、障害児保育の受け入れを促進すること。	保育課	3	病児保育については実施に向けた課題等を検討しています。障害児保育は区立保育園では全保育園で各3人まで、私立保育園では職員体制が整えば受入をしています。
30	個人	医療費助成制度について。義務教育就学時医療費助成制度を発展解消し、高校卒業時まで医療費助成の対象とする児童医療費助成制度を創設すること。(高校進学率は、ほぼ義務教育と同程度となっており保護者の負担を軽減すべきである)	子育て支援課	4	特別区の義務教育就学児医療費助成制度は、2区を除き15歳の3月までとなっています。また、本区は独自の助成拡大措置として、入院時の食事療養費標準負担額の全額助成を設けているところです。 医療費助成の拡大・充実については、近隣自治体の動向を注視しつつ、今後の検討課題であると考えています。
31	個人	ひとり親医療費助成制度の改善を図ること(所得制限の基準の引き上げ等)。	子育て支援課	4	ひとり親家庭等に対する支援・助成は、ひとり親家庭等医療費助成のほか国の児童扶養手当、都の児童育成手当などを組み合わせて実施されています。 ひとり親家庭等医療費助成は、対象児童の年齢の大半が子ども医療費助成制度と重なるため、両制度を合わせて見た場合、児童の医療費助成は一定の効果はあると考えています。 ひとり親家庭等支援施策の充実については、他の施策との連携も含め、今後の検討課題であると考えます。
<b>第3節 健康で安心して暮らせるまちづくり</b>					
32	個人	健康寿命を伸ばすために予防、健康診断は重要である。現行制度でも無料となっている健康診断や予防のための事業はあるが、乳幼児から高齢者まで必要とする全ての対象者が無料となるようにしてほしい。	健康推進課	5	区では、乳幼児から高齢者までの各段階で、必要不可欠と考える健康診査などの事業については、無料で実施しています。限られた予算の中で全ての方を無料とすることは困難ですが、今後もライフステージに応じた効果的な事業を展開していきます。

番号	区分	意見(要旨)	関係所管	対応区分	検討結果(対応策)
33	議会	乳児健康診断については、1歳児健診を復活し、未受診者については全数把握をすること。	保健予防課 碑文谷保健センター	5	現在区では、4か月児健診、6～7か月児健診、9～10か月児健診、1歳6か月児健診、1歳6か月児歯科健診、3歳児健診を実施しており、乳児健診については現状で対応できているものと考えています。 未受診者に対しては、連絡を取り現状の確認及び受診勧奨を行っています。
その他（国民健康保険制度・後期高齢者医療制度・医療費助成制度全般に関すること等）					
34	個人	国民健康保険制度の改善について。平成30年度から国民健康保険事業は東京都の事業となるが、国民皆保険制度を維持し、国民健康保険料の引き下げや現行水準の給付改善を図るように国及び東京都に目黒区として働きかけること。	国保年金課	6	国民健康保険制度改革により、平成30年度から都道府県が財政運営の主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うこととなります。 こうしたことから目黒区としても、被保険者の保険料負担の影響を十分に踏まえた上で、国保制度がより一層安定的かつ持続的に運営できるよう、特別区長会を通して国や東京都に対し、更なる財政支援や保険料の激変緩和措置等を要望しています。
35	個人	国民健康保険制度の改善について。国に対して短期保険者証、資格証明書発行規定削除を強く求め、生活困窮者が被保険者証を活用できるように目黒区として働きかけること。	国保年金課	6	基本的な考え方として、保険料を期限内にきちんと支払っている方との公平性の観点で、滞納対策に取り組んでいます。 保険料の滞納期間が生じた場合は、督促・催告を行い、きめ細かく丁寧に納付相談を行った上で、法令に基づいて短期被保険者証、資格証明書の交付を行っています。 なお、生活困窮の状況によっては、生活困窮者の自立相談支援機関等へ案内をしています。
36	個人	後期高齢者医療制度の改善について。保険料の引き下げのために目黒区として東京都後期高齢者医療広域連合に働きかけてほしい。	国保年金課	6	東京都後期高齢者医療広域連合では、独自の保険料軽減措置を実施しています。今後も、東京都後期高齢者医療広域連合、他区市町村と連携し制度の改善に努めていきます。

番号	区分	意見(要旨)	関係所管	対応区分	検討結果(対応策)
37	個人	後期高齢者医療制度の改善について。後期高齢者医療現役並み所得者の窓口3割負担は、高齢者医療制度の精神を踏みにじるものであり、中止すべきである。	国保年金課	6	高齢化等により高齢者の医療費が増大する中、後期高齢者医療制度を将来にわたり安定的に運営していくため、世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、現役並み所得者の医療費の窓口負担は3割とされています。
38	個人	医療費助成制度の対象者の負担軽減及び無料化を図るために各種医療費の公費負担割合を増やすように国及び東京都に働きかけること。	障害福祉課 保健予防課 碑文谷保健センター 子育て支援課	6	医療費の負担軽減等は、だれもが安心して暮らし続けていくために大切なことであると認識しています。これまでに国や都では、医療費助成の見直し等、様々な対応を行ってきました。ご意見については、医療費の様々な観点からの参考といたします。
39	個人	意見募集について。12月16日・19日に素案説明会があり、1月5日が意見締切だが、広く区民の意見・要望を聞くには期間が短い。年末年始に意見・要望を集約するには無理がある。	健康福祉計画課	6	区では意見募集期間を原則として公表の日から30日以上と定めていますが、このたびの意見募集については年末年始にかかるため期間を延長し38日間としました。 施策や事業全般についてのご意見はいつでもお受けしておりますので、随時お寄せください。

#### 4 区民説明会における意見と検討結果

※関係所管欄：区民説明会において対応した所管名を記載

番号	区分	意見(要旨)	関係所管(※)	対応区分	検討結果(対応策)
<b>保健医療福祉計画、介護保険事業計画及び障害者計画に関すること</b>					
1	説明会	計画の実行に当たっては、ヒト・モノ・カネが求められる。介護・福祉人材の確保・定着・育成は、計画素案に掲げられているが、簡単に実現できる状況ではない。区内の特別養護老人ホームでは、現に職員の欠員が生じている。特別養護老人ホームを増設することは当然だが、職員不足によって入居させられなかったり、施設の経営が立ち行かなくなったりすることはあってはならない。	高齢福祉課 障害福祉課	2	複数年度にわたり多額の経費がかかる計画事業等については、平成29年度末に改定予定の実施計画にも掲げ、必要な財源を確保した上で、保健医療福祉計画等、各計画を改定していきます。 人材確保のため、特別養護老人ホーム等の採用相談会を開催したり、特別養護老人ホーム運営事業者に対して介護職員宿舍借り上げ補助を実施したりしています。また、障害のある人の生活介護の通所施設等では、法に上乘せした人員について助成をしています。今後とも人材確保に取り組んでいきたいと考えています。
<b>保健医療福祉計画に関すること</b>					
2	説明会	限られた財源の中、他区とは違う目黒区らしさを打ち出すべきである。	健康福祉計画課	2	区の特徴である町会・自治会、住区住民会議、地域活動団体等、地域の支え合い活動を尊重しながら、公的な相談支援体制との連携を深め、区の実情に合った包括的な支援体制を構築していきたいと考えています。
3	説明会	計画素案全体において少子高齢化を改善する根本的な取り組みが抜けている。地域に様々な世代の人が住んでいることが、安心して住み続けられる目黒区につながる。待機児童の問題、小中学校統廃合の問題、地域における支え合いの体制づくりの問題を解決していくことが、少子高齢化を改善する手立てになる。区として、様々な観点から少子高齢化を打開する手立てを打ち出すべきだ。	健康福祉計画課	2	少子高齢化への対応は区として大きな課題であると認識しています。区政の基本的な方向については、基本計画に定めていますが、福祉施策の推進においては、だれもが住み慣れた地域で、いきいきと自分らしく、安心して住み続けられることが基本であると考えています。そのようなまちづくりを実現するために、改定素案では、様々な課題を抱えた全ての人を包括的に支援する体制の構築を掲げ、今後、特に力を入れて取り組んでいきたいと考えています。
4	説明会	薬の飲み方は、介護とも関連すると思うが、目黒区保健医療福祉計画改定素案には、薬の飲み方については記載が見当たらない。多くの薬を服用している高齢者の体調はとても気がかりだ。高齢者の薬の服用についても計画で触れてほしい。	健康推進課	5	薬の飲み方については、医療の専門分野となりますので、保健医療福祉計画改定素案には掲載していません。処方された薬について疑問があるときは、かかりつけ医師・かかりつけ薬局に、ぜひご相談ください。

番号	区分	意見(要旨)	関係所管(※)	対応区分	検討結果(対応策)
保健医療福祉計画及び障害者計画に関すること					
5	説明会	区では、小学校4年生を主な対象として、障害者や高齢者等への理解を深めるための教材を作成中とのことであるが、幼い頃から障害者や高齢者等のことを学ぶことは、共生社会の実現に向けて大変有意義な取り組みである。私はホームヘルパー2級の資格を取得する際、車いす介助や、食事の介助、視覚障害者のサポート等、多くのことを学んだ。介護・福祉人材の不足が今後さらに懸念されるが、幼い頃から福祉に対する理解が少ないと、介護・福祉職に就いたとしても、すぐに辞めてしまうのではないか。小学校4年生だけでなく、広く福祉教育に取り組んでもらいたい。	健康福祉計画課 障害福祉課	2	ご指摘の福祉教材については、障害のある人だけでなく、高齢者や妊産婦等、地域の中で困っている方に対する理解を深めていくことができるよう検討しながら編集を進めています。小学校4年生に限らず、様々な分野で、多くの方々にお使いいただけるよう活用方法等を検討していきます。 また、幼い頃から福祉の体験をしたり、高齢者や障害者と様々な交流をすることは、共生社会の実現に向けて大変重要なことと考えており、さらに施策を充実させてきたいと考えています。
6	説明会	区内の小中学校等では、車いす体験や手話体験、点字体験等の体験学習が行われており、私もボランティアとして参加している。もっと多くの学校で実施してほしいが、学校によっては継続的に実施されないところもある。また、社会福祉協議会においても、小中学生対象のボランティア活動が夏休みに企画されているが、参加者は多くない。もっと周知し、ボランティア活動に参加できる機会をたくさんつくってほしい。	教育支援課	2	共生社会の実現のためには、福祉教育やボランティア活動は大変重要であると考えており、実施に向けて様々な工夫をしています。総合的な学習における体験学習のほかに、認知症サポーター養成講座を開催したり、小中学校入学の際に障害理解のための副読本を配付したりする取り組みも行っています。今後とも福祉教育の取り組みを充実させていきたいと考えています。
7	説明会	障害のある人も障害者差別解消法を知らない人は多い。障害種別によって情報伝達の方法は異なるが、もっと周知していくべきである。	障害福祉課	2	障害者差別解消については、パンフレットの配付や講演会の開催等、周知に努めていますが、障害のある人となない人が交流し、相互理解を深めていくことが最も重要な取り組みであると考えています。障害者施設におけるイベントや障害者団体のイベント等、様々な交流の機会を一層増やし、障害者差別解消に向けて、さらに施策を充実していきたいと考えています。

番号	区分	意見(要旨)	関係所管(※)	対応区分	検討結果(対応策)
8	説明会	「地域共生社会」とは、制度や分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会を目指すもの、とあるが意味がよく分からない。	健康福祉計画課	2	地域共生社会の実現に向けた取り組みとして、高齢・障害・生活困窮等、対象別に分かれている各相談支援機関の機能を維持しながら、分野横断的に連携・協働する包括的な相談支援体制を構築していきたいと考えています。また、地域における支え合い活動との連携を強化し、区全体として、支援を必要とする方を支えていくことができるよう施策を推進していきたいと考えています。
9	説明会	重症心身障害者(児)在宅レスパイト事業があるが、利用したいときに利用できない実態があり、マンパワー不足を感じている。事業所に対して何か加点を付けたり、財政的な支援を行う対応等により事業を充実させてほしい。	障害福祉課	3	在宅レスパイト事業においては、曜日や特定の時間帯によっては訪問看護師の派遣が困難となり、希望どおりに利用できない実態があります。特に医療的ケアが必要な人は、利用できるサービスが限られており、在宅で介護等を担う家族の負担が増大していることから、負担軽減のために様々な支援を行う必要があると考えています。 計画においては、医療的ケア児への支援として、平成 30 年度に保健・医療・福祉・教育等の支援機関による協議会を設置するとしており、協議会における検討等を通して、在宅レスパイト事業のほか、様々な課題の解決に向けて取り組んでいきます。
10	説明会	精神障害者の場合、グループホームの利用はおおむね3年で、その間、自立に向けた訓練を行うのが一つのモデルとなっている。グループホームの利用を終了し、アパート等を探す際、なかなか入居できる物件が見つからず、本人も大変ショックを受けることがある。高齢者や障害者が地域で自立した生活を続けることができるよう居住支援を考えてほしい。	健康福祉計画課	2	高齢者、障害者、子どものいる世帯や、様々な理由で生活に困窮する世帯など、住宅確保において特に配慮が必要な方については、課題が増えていることを認識しています。住宅確保要配慮者がより円滑に住み替えすることができるように、福祉施策と住宅施策の連携を強化し、より効果的で効率的な事業運営のあり方や仕組みについて調査・研究していきたいと考えています。
11	説明会	まもなく 20 歳を迎える自閉症の子がいる。通院している病院の精神科が来年廃止されると聞いた。障害者にとって、かかりつけの精神科医はとても大切な存在だ。目黒区保健医療福祉計画、目黒区障害者計画の改定素案では、様々な福祉サービスの充実が掲げられているが、医師をもう少し増やしてほしい。区に訴えるべき内容ではないかもしれないが、そのような困りごとがあることを理解し、障害のある子の親がどこに相談したらよいか悩んでいることを受け止めてほしい。	障害福祉課	2	障害のある人が地域で安心して暮らし続けていくためには、福祉分野だけでなく保健・医療分野とも連携・協働して、切れ目なく支援していくことが重要であると考えています。計画においては、地域包括支援センターが、地域住民に最も身近な相談窓口として様々な相談をまずは丸ごと受け止め、専門機関や区の関係部署につなげていく包括的な相談支援体制を構築していくこととしています。また、地域の相談支援事業の機能強化と専門性の高い支援体制を構築するため、基幹相談支援センターを整備するとともに、相談支援事業者や関係機関と連携していきます。

番号	区分	意見(要旨)	関係所管(※)	対応区分	検討結果(対応策)
12	説明会	精神障害者の中には、家事や親の介護を担うケースもあり、障害者本人のストレスになっていることがある。そのような場合、介護サービス事業者やケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等の関係者がうまく連携できていないと感じる。計画素案では、複合的な課題を抱える世帯への支援とあるが、関係者の連携を促進する機会をもっと設けて、連携を推進してもらいたい。	高齢福祉課	2	介護と育児の「ダブルケア」だけでなく、50歳代の子が80歳代の親の介護のため離職せざるを得ず、生活が困窮してしまう「8050問題」や、高齢の親が障害のある子を介護する「老障介護」等、複合的な課題を抱えた世帯が浮き彫りになっており、分野を超えた包括的な支援が必要であると認識しています。それぞれの世帯のニーズに応じて、地域包括支援センターや関係する事業者等が会議等を通して連携し、的確に支援していくことができるよう施策を推進していきたいと考えています。
13	説明会	私の子は、小学生の頃、障害のある児童とともに学び、素晴らしい体験をした。障害のある児童の持てるよいところを学びながら、計画を推進してほしい。	障害福祉課 教育支援課	2	保健医療福祉計画及び障害者計画において、インクルーシブ教育システムの構築の推進を掲げ、多様な学びの場と、共に学ぶ場の双方を充実させていきたいと考えています。各小・中学校では、来年度の教育課程編成に向けて、特別支援学級の子どもと通常の学級の子どもが、授業や行事、給食などの場で、交流及び共同学習の取組をさらに増やしていけるよう、準備を進めています。
14	説明会	障害のある児童の通院・通学の支援を依頼された訪問介護事業所が、障害福祉サービスの指定事業所ではなかったためにサービスを提供できなかった事例がある。障害も高齢も一体化した共生社会の実現を目指すとのことだが、法律との関係や、国や都との関係の中で、区としてどこまで整理できるのか疑問である。	障害福祉課	2	共生型サービスが創設されたことにより、平成30年度からは、65歳を過ぎても同じ事業所で障害福祉サービスと介護サービスが受けやすくなるとともに、高齢障害者の利用負担を軽減するため償還払いの制度も始まります。共生型サービスの導入に向けて事業者の支援を行っていきます。 また、介護保険だけではサービスが不足する場合や、介護保険にない障害福祉サービスの利用が必要となった場合は、生活実態を踏まえて併給するなどの支援を進めていきます。
15	説明会	私は精神障害者の地域生活を支援している。障害のある人のライフステージに応じた切れ目のない支援として、相談支援の充実が掲げられているが、内容が分かりづらい。障害者の地域移行や地域定着において、どのように保健・医療・福祉の連携を図り、話し合いの場を設けていくのかなどについては、基幹相談支援センターの開設後に考えるのではなく、今から現状を把握し、地域移行・地域定着支援を行っている相談支援機関が集まる機会を設けて検討していくべきである。	障害福祉課	3	障害のある人の地域移行や地域定着を進めるに当たっては、特に精神障害のある人への支援が大変重要であると考えています。障害者計画改定素案では、保健・医療・福祉の連携の観点から、精神障害に関する関係機関との連携の推進を新規事業として掲げています。これは、国の障害福祉計画指針にも示されたものです。事業内容としては、医療機関、福祉支援機関、行政機関などの関係機関による現状の分析や把握、課題への対策の検討などを行うことを考えており、どのような進め方をしていくかについて、現在具体的な検討を行っています。



その他					
16	説明会	計画内容については、予算との整合を図っていくべきである。	健康福祉計画課	2	平成 29 年度末に改定を予定している実施計画等との整合を図りつつ、計画事業の実施において必要な経費については予算措置をしていきます。
17	説明会	意見提出期限後も、個人や団体から意見を聞くべきだ。	健康福祉計画課	6	計画改定素案に対するご意見については、提出期限を設けていますが、施策や事業全般についてのご意見は、いつでも受け付けています。また、あらためて個人・団体からご意見を伺う場を設けることについては、各事業を実施していく中で検討していきます。